

2025年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代 表 者 名 執行役社長 木原 正裕
本 店 所 在 地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
コ ー ド 番 号 8411（東証プライム市場）

自己株式取得に係る事項の決定および
自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく
同法第156条第1項の規定による自己株式の取得
および同法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款第47条の定めに基づく同法第156条第1項の規定により、自己株式を取得すること、および同法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、自己資本充実、成長投資、株主還元強化の最適なバランスの実現を目指す資本政策を遂行しており、2026年3月期より、株主還元方針については「累進的な一株あたりの増配に加え、機動的な自己株式取得を実施する」とことといたします。当該方針に従い、業績と資本の状況、株価水準、成長投資機会等を勘案して、総還元性向50%以上を目安に自己株式取得を決定いたしました。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 40,000,000株（上限）
(2025年3月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.6%) |
| (3) 取得価額の総額 | 1,000億円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2025年5月16日から2025年8月31日 |
| (5) 取得方法 | 信託方式による市場買付け |

3. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 上記2により取得した自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日 | 2025年9月22日 |

※消却する株式の数は、上記2による自己株式の取得の完了後、改めてお知らせいたします。

(ご参考) 2025年3月31日時点

発行済株式総数(自己株式を除く) 2,509,524,492株

自己株式数 4,233,302株

以 上

本資料には、将来の業績及び計画等に関する記述が含まれております。こうした記述は、本資料の発表日現在において入手可能な情報及び将来の業績に影響を与える不確実な要因に係る本資料発表日現在における仮定を前提としており、かかる記述及び仮定は将来実現する保証はなく、実際の結果と大きく異なる可能性があります。なお、上記に記載の事実が当社の米国会計基準による連結財務情報に与える影響の程度は未定です。

また、事業戦略や業績など、将来の見通しに関する事項はその時点での当社の認識を反映しており、一定のリスクや不確実性などが含まれております。これらのリスクや不確実性の原因としては、与信関係費用の増加、株価下落、金利の変動、外国為替相場の変動、法令違反、事務・システムリスク、日本における経済状況の悪化その他様々な要因が挙げられます。これらの要因により、将来の見通しと実際の結果は必ずしも一致するものではありません。

当社の財政状態及び経営成績や投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項については、有価証券報告書、統合報告書(ディスクロージャー誌)等の本邦開示書類や当社が米国証券取引委員会に提出したForm 20-F 年次報告書等の米国開示書類など、当社が公表いたしました各種資料のうち最新のものを参照ください。

当社は、業績予想の修正等将来の見通しの変更に関する公表については、東京証券取引所の定める適時開示規則等に基づいて実施いたします。従って、最新の予想や将来の見通しを常に改定する訳ではなく、またその責任も有しません。